

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月	直近の更新年月
南会津町	永田	令和4年3月	

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	88 ha
②地区内の農業振興地域の農用地面積	61.9 ha
③アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	58.9 ha
④地区内において70才以上の農業者の耕作面積の合計	15.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	13.3 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.1 ha
⑤地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	24 ha
(備考) 70歳以上の農業者で後継者未定の耕作面積のうち田の面積 8.5ha	

### 2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートに回答した農家の約6割が70歳以上で、且つ約9割は「後継者がいない」「決まっていない」と回答しており、高齢化・後継者不足が進んでいる。</li> <li>・アンケートに回答した約半分の農家は、10年以内に離農や規模縮小する意向であり、これらの農地を円滑に中心経営体に集積する必要がある。</li> <li>・現在、地域内の水田の約3割は他地区からの入作者が耕作している。</li> <li>・イノシシ、シカ等による獣害で意欲が低下しており、離農者や耕作放棄地増加への影響が懸念される。</li> </ul>
--

### 3 対象地域内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・水田利用は地区内の認定農業者4経営体および他地区から入作している認定農業者7経営体に集積を進めるほか、新規就農者や法人の受け入れを促進していく。</li> <li>・中心経営体へ農地を集積する際は、農地中間管理事業を活用する。</li> </ul>
--

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○多面的機能支払制度を活用し、地域の農業を将来にわたり活用・保全できるよう畦畔等の管理作業を地域で役割分担し、保全すべき農地を担い手に集約する。

##### ○農地中間管理機構の活用方針

中心経営体が病気やけが等の事情で営農の継続が困難になった場合は、新たな受け手が貸し替えを進めることができるように、機構を通じた賃貸借契約を進める。

##### ○鳥獣被害防止対策への取組方針

被害防止施設(ワイヤーメッシュ柵)を年次計画で設置する。